

(1) はじめに

古代の文献に現れる香辛料については、早く関根真隆の研究がある(『奈良朝食生活の研究』吉川弘文館、1969年)。関根は、奈良時代の食物や厨房用具について、正倉院文書を中心に、他のさまざまな古代史料を引用しつつ、網羅的・体系的な整理と分析を行った。その中で関根は、「香辛類」の項目を立て、芥子(カラシ)、薑・生薑(ショウガ)、櫛、椒(サンショウ)、囊荷(ミョウガ)、山薑(ワサビ)、蘭(アララギ)、山蘭(ヤマアララギ)、蓼(タデ)、檉椒、胡椒(コショウ)の10種を取り上げている。

いっぽう、関根の研究から45年が経過し、その間の発掘調査の進展にともない、木簡・墨書土器・漆紙文書などの出土文字資料が飛躍的に増加した。とくに木簡は豊富な文字情報を含み、その活用は研究の進展に不可欠である。木簡の出土点数は、現在39万点近くに及んでいる。

そこでまず、香辛料に関する記載のある木簡のリストアップを行った。

香辛料の範囲については、関根前掲書に見える「香辛類」10種の他に、10世紀前半成立の辞書『倭名類聚抄』(以下、『和名抄』と略記)が「薑蒜類」「葷菜類」に分類しているもののうち、全日本スパイス協会ホームページの「香辛料の分類と特徴」(http://www.ansa-spice.com/M05_SpiceClassify/SpiceClassify.html)に挙げられているものとした。史料の収集にあたっては、奈文研の木簡データベースを利用した。

結果、香辛料に関する記載のある木簡34点をリストアップすることができた。

内訳は、「椒」(サンショウなど)5点、「薑」(ショウガ)17点、「蓼」(タデ)1点、「菹」(ニラ)1点、「蒜」(ニンニクなど)9点、「芥」(マスタード、カラシ)1点、「委佐俾」(ワサビ)1点である。ただし、地名の一部や習書(典籍の引用や、草冠の文字を書き連ねたもの)については、香辛料利用の実態と直接関係しないと判断し、除外した。

以下にこれら34点を一覧表として示し、主要な木簡について簡単な説明を加える。

(2) 木簡に見える香辛料

○椒(1～5)

1は「山背園」から、2は「南園所」からの蔬菜の進上状。4も進上状の断片の可能性ある。「山背園」は、河内国石川郡山代郷(現在の大阪府河南町)にあったと推定される、長屋王家の所有の園。「南園」は、平城宮に附属する園で「南園所」はその管理部署。平城宮東張り出し部南半の東院地区に所在したか。「椒」が、落や芹などと同様に、園で栽培されていたことが知られる。「椒」と表記されるものは、蜀椒を指すと考えられているが、なお検討の余地もあるか。

3は、丹波国味田郡から送られた曼椒油の荷札。「曼椒」は、現在のイヌザンショウにあたるか。丹波国「味田郡」は『和名抄』に見えないが、あるいはウマタと訓み、『和名抄』の天田(アマタ)郡(京都府福知山市など)にあたるか。5は、武蔵国から平安京の施薬院に送られた蜀椒の荷札。「蜀椒」は、今日のサンショウか。

○薑(6～21)

6は、二次的な習書が多数あるものの、少なくともオモチ面中央上部から書かれる「薑根五十草株」は、本来の記述の可能性が高い。「薑根」は、字義からみてショウガの根茎部であろう。「草株」とあることから、葉の付いたものか。7は、干薑(ホシハジカミ)の付札。干薑は、主に薬用に用いる。

9は、佐保から長屋王邸への生薑(ショウガ)の進上状。11は、長屋王家の家政機関が「大友史生所」へ種薑一籠の進上を命じた文書木簡。12～14は、和泉監からの薑の荷札。15は、薑を漬けるために用いる塩を請求する文書木簡の断片か。表裏両面に二次的な習書がある。16は、薑の進上状の断片か。17・18は、「奄智御園」からの薑の進上状。「奄智御園」は、大和国十市郡に所在した園で、現在の奈良県天理市庵治町付近か。

20は、薬の処方を記した木簡。唐の永徽年間(650～656)に孫思邈が著した『千金要方』に基づくと推定されている。薬の中に「乾薑」(7の「干薑」に同じ)が現れる。21は、薬の付札。「六物干薑丸」は、『延喜式』典薬寮21近衛府雑薬条に見える。

表. 香辛料関連木簡一覧 (1)

| 釈文 | 法量(mm) [長,幅,厚] | 型式 番号 | 遺跡名 | 遺構名 | 出典 | 木簡の年代 |
|------------|-------------------|----------|------------------------|--------|--------------------------|---------------------------|
| 2 | (203), 40, 2 | 019 | 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構(南) | SD5100 | 城31-39上 (城22-10下(46)) | 神龜2年(728) ~天平11年(739)頃 |
| 3 | 171, 22, 3 | 032 | 平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸 | SD4750 | 城25-21上(252) | 和銅4年(711) ~靈龜3年(717) |
| 4 | (144), (10), 3 | 081 | 平城京左京三条二坊六坪宮跡庭園 | SD1525 | 平城京1-37 | 和銅3~7年 (710~714) |
| 5 | 89, 26, ? | 032 | 平安京左京九条三坊十町跡 | 池80 | 京都市考古資料館速報展資料※1 | 平安時代前期 (9世紀) |
| 【薑】 | | | | | | |
| 6 | 204, 31, 3 | 011 | 藤原宮 | SD105 | 奈良県『藤原宮』 | 7世紀末~8世紀初 |
| 7 | (159), 25, 2 | 011 | 平城宮二条間大路南側溝 | SD5788 | 城6-7下(86) | 奈良時代 |
| 8 | (162), (19), 7 | 081 | 平城京左京二条二坊六坪 | SB6544 | 城8-3下(7) | 奈良時代 |
| 9 | (348), (28), 3 | 081 | 平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸 | SD4750 | 平城京1-185 | 和銅8年(715) |
| 10 | 171, 17, 5 | 011 | 平城京左京三条二坊八坪東二坊坊間路西側溝 | SD4699 | 城23-17下(168) | 奈良時代 |
| 11 | 276, 34, 4 | 011 | 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構(南) | SD5100 | 城30-43上 (城22-8上(16)) | 神龜2年(728) ~天平11年(739)頃 |
| 12 | 206, 27, 5 | 032 | 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構(南) | SD5100 | 城22-19上(151) | 神龜2年(728) ~天平11年(739)頃 |
| 13 | (101), 23, 4 | 019 | 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構(南) | SD5100 | 城22-19上(152) | 神龜2年(728) ~天平11年(739)頃 |

表. 香辛料関連木簡一覽 (2)

| | | | | | | | |
|----|---|----------------|-----|--------------------------|--------|-----------------------|-----------------------|
| 14 | 天平十年八月廿一日□董一把○監 ・【『皮○董』】董三百□□〔廿一カ〕掾漬\請○塩一斗○『皮□』\【『皮○董○董』】○「充了」○『採』【『栲』○『栲結』】 ・(裏面「為」・「子」などの習書 多数あり) | 236, 35, 4 | 032 | 平城京左京三条二坊八坪 二条大路濠状遺構 (南) | SD5100 | 城22-19上 (153) | 天平10年 (738) |
| 15 | ・進○董 ・◇ | 235, 34, 2 | 011 | 平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構 (北) | SD5300 | 平城京3-4524 | 天平7・8年 (735・736)中心 |
| 16 | ・奄智御蘭進上董三百廿本○之中小冊五本 ・○天平九年九月十九日財嶋立 | (77), (8), 3 | 081 | 平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構 (北) | SD5310 | 平城京3-5675 | 天平8年 (736) |
| 17 | ・奄智御蘭進上董二百六十三本◇ ・○天平九年九月廿八日嶋万呂 | 231, 43, 3 | 011 | 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構 (南) | SD5100 | 城30-5下 (7) | 天平9年 (737) |
| 18 | □董式拾根 | (181), (15), 4 | 081 | 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構 (南) | SD5100 | 城31-12下 (105) | 天平9年 (737) |
| 19 | ・西州統命湯方/麻黄□〔六カ〕/石膏二両// (他に石・命・方の刻書あり) ・当帰二両○杏仁冊枚\乾董三両○「其○□水九□〔升カ〕□」 | | 091 | 平城京左京三条二坊八坪二条大路濠状遺構 (南) | SD5100 | 城32-25上 (458) | 神龜2年(728)~天平11年(739)頃 |
| 20 | 六物□〔十カ干〕□〔董カ〕丸 | (215), 40, 3 | 019 | 飛鳥京跡苑池遺構 | SD0003 | 樞考研『飛鳥京跡苑池 (一)』※ 2 | 7世紀後半 |
| 21 | 【蓼】 | 154, 29, ? | 051 | 平安京左京九条三坊十町跡 | 池80 | 京都市考古資料館速報展資料※1 | 平安時代前期 (9世紀) |
| 22 | ・園池司進○/毛付瓜廿顆/蔓薯十把//○/羊蹄二斗/葵二斗//○/茶三斗五升/蘿蔔六把//○/蓼四升/合七種// ・右内侍尼冊人供養料○天平八年八月廿日正八位上行令 史日置造「臣」 | 318, 33, 3 | 011 | 平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構 (北) | SD5300 | 城30-45上 (城24-7下 (29)) | 天平8年 (736) |
| 23 | 【葎】 春日所充葎七十把○天平十九年七月十九日猪口〔養カ〕 | 220, 47, 6 | 011 | 平城宮左京二坊坊間大路西侧溝 | SD5780 | 城11-10上 (63) | 天平19年 (747) |
| 24 | 【蒜】 管木郡蒜 | 105, 22, 3 | 031 | 平城宮二条間大路南侧溝 | SD5785 | 城6-7上 (66) | 和銅6・7年 (713・714)頃 |

表. 香辛料関連木簡一覧(3)

| | | | | | | | |
|--------------|--|---------------------|-----|----------------------------|-------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 25 | 大井里蒜一斗 | 183, 25, 6 | 033 | 平城宮第一次大極殿院西辺 | 整地土 下層木 屑層・ 炭層 | 平城宮7-12669 | 和銅4年(711) ～養老6年(722) |
| 26 | ・井口東稻口〇…口〔蒜カ〕二把〓◇ ・道道通遺追〇…口遺連追〓謹請口〔註カ〕詠〇… 詐計口計 | (108+119), 37, 2 | 051 | 上荒屋遺跡 | SD40 | 木研13-100頁- (25) | 8～9世紀 |
| 27 | 沢蒜 | 104, 18, 2 | 051 | 平城京左京三条二坊一・二・ 七・八坪長屋王邸 | SD4750 | 城27-23上(354) | 和銅4年(711) ～靈龜3年(717) |
| 28 | 武藏国荏原郡大贄蒜一古 | 254, 12, 5 | 032 | 平城京左京二条二坊五坪二条大 路濠状遺構(北) | SD5300 | 城29-32下(368) | 天平7・8年 (735・736)中心 |
| 29 | ・口口〔蒜カ〕〇未■口〓◇ ・口口〔蒜カ〕〇未■口〓◇ (裏面多数習書あり) | (105), 19, 4 | 019 | 平城京左京二条二坊五坪二条大 路濠状遺構(北) | SD5300 | 平城京3-5128 | 天平7・8年 (735・736)中心 |
| 30 | 口口〔野蒜カ〕一斗 | 185, 14, 4 | 032 | 八幡林遺跡 | SD01※3 | 木研16-164頁- (24) | 8世紀中頃 |
| 31 | 口大蒜 | (156), 12, 2 | 059 | 恭仁宮跡 | SD9508 | 木研19-24頁-(3) | 天平12～16年 (740～744)頃 |
| 32 | 口佐口〓蒜木口〔大カ〕口 | | 091 | 藤原京左京七条一坊西南坪 | SX501 | 飛鳥藤原京2- 1821 | 大宝元年・2年 (701・702)中心 |
| 【芥】 | | | | | | | |
| 33 | ・酒屋女物〇／笋子廿三把直銭卅六文各二文／芥廿廿 二把直廿二文各一文// ・止己侶一斗二升直銭廿四文〇／合価銭九十／四文 // | 226, 40, 4 | 011 | 平城京左京三条二坊八坪二条大 路濠状遺構(南) | SD5100 | 城22-15上(95) (木研22-291頁) | 神龜2年(728) ～天平11年(739)頃 |
| 【委佐俣】 | | | | | | | |
| 34 | 委佐俣三升 | 81, 14, 3 | 031 | 飛鳥京跡苑池遺構 | SD0003 | 榎考研『飛鳥京 跡苑池(一)』※ 2 | 7世紀後半 |

* 釈文の表記および出典の略称は、奈良文化財研究所の木簡データベースにしたがった。

※1 京都市考古資料館速報展資料 2014.7.3～7.21。法量・型式番号は、資料掲載の木簡写真(原寸大)をもとに桑田が記入した。

※2 榎原考古学研究所『史跡・名勝 飛鳥京跡苑池(一)』2012年

※3 遺構名は、和島村教育委員会『八幡林遺跡』(和島村埋蔵文化財調査報告書3) 1994年に拠った。

○蓼 (22)

22は、園池司からの蔬菜の進上状。7種の蔬菜にタデが含まれる。用途は、尼30人の供養料。

○蕪 (23)

23は、「春日所」へ充てたニラの送り状。

○蒜 (24～32)

24は、管木郡から送られた蒜の荷札。「管木郡(つつきぐん)」は、山背国綴喜郡、武蔵国都筑郡、豊前国築城郡などの可能性があり、特定できない。25は、大井里から送られた蒜の荷札。国郡は未詳。27は、沢蒜の付札。「沢蒜」は、現在のネビル。

28は、武蔵国荏原郡(現在の東京都目黒区・品川区・大田区など)から送られた大贄の蒜の荷札。「古」は「籠」のこと。30は野蒜の付札。31は大蒜の付札か。

○芥 (33)

33は、「酒屋女」が購入する(あるいは購入した)物品の数量とその「直銭」(代金)を列記した木簡。「笋子」はタケノコ、「止己侶(トコロ)」はヤマイモ。カラシは「芥子」と表記することがほとんどで、その計量単位は斗・升・合(容積)が基本である。それに対し、ここに見える「芥」は単位が「把」であること、また「子」(果実の意)と書いていないことから、カラシ菜と考えられる。「廿廿二把」は「廿二把」の誤り。

○委佐俾 (34)

34は、ワサビの付札。ワサビは通常「山薑」「山葵」などと表記するが、ここでは一字一音の万葉仮名で記している。養老賦役令には、調副物として「山薑」を正丁一人あたり一升納める規定がある。木簡の年代は7世紀後半で、ワサビの貢納が大宝令以前から行われていたことを示唆する。